



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



565

宣 教 師 の 遺 言

3
5

特250
569



ル
モ
ア
ヌ

師
著
の
遺
言



カトリック中央書院發行



藏書
印



中央書類整理室

17 Sept. 1910

Impression

+ A Chamber

Ep. youth.

緒 言

本書の著者は四十四年間日本國に於てカトリック教の布教に從事してゐる佛國人宣教師であります。彼は古稀と呼ばれる七十歳になるのも間近いので、其の遺言と名づくるものを自分の兄弟として深く愛する日本人に贈つても差支ないと考へました。この遺言は日本人に對する彼の心の打明話であります。彼は之によりて自分の心を知らせると同時に日本國に福音を宣傳するために渡來した總べてのカトリック宣教師の心をも知らせたいのであります。彼等も彼と同じ心の持主であります。

勿論我等と親交ある多くの日本人は既に能く我等の心を知つて居ります。併し未だ我等宣教師の性質、使命、我等の宣傳するカトリック教を能くお解りにならぬ御方も大分あるやうに見受けられます。彼

等の之に對する謬見は大抵我等の心を能く知らぬ所より生ずるのであるから、我等は毫も彼等を悪く思ひませぬ。それで此小冊子を入手せられる御方は、我等が日本に渡來してから長い體験を有する日本人の美點である親切と丁寧とを以て之を歓迎して下さるやうに願ひます。

この遺言は護教書ではないが、之を發行する目的は、我等の深く愛するカトリック教の利益を計り、我等が及ばずながら弘める所の救靈の道に入らんとする多くの人々を阻止する障碍を取り除く一助に供したい爲めであることは申上げるまでもありません。ですから凡て正直に光と眞理とを、其れが如何なる處から来るに拘らず、之を歓迎せんとする誠意を有する御方の御一讀を煩はしたいのであります。

實際本書に於て我等は唯一の眞理を述べるつもりであります。我等は之に依つて生活し、之が爲めに一生涯を送り、此眞理を擁護するた

め色々の職業の中から宣教師の聖職を選び此眞理のためには如何なる犠牲をも拂ひ、巴里外國宣教會に屬する我等の先輩が其の布教國に血の證明を與へた如く生命までも喜んで捧げんと覺悟して居るのであります。

本書に含まるゝ數章中に、我等が日本國に於ける我等の使命の目的を述べる時も、日本及び日本人に對する我等の感情並に日本皇室に對する我等の深甚なる尊敬を示す時にも、我等は自分の心に感ずる事を有りの儘に言ひ表はしますから、どうぞ讀者も此の飾らない眞實を信じ下さい。此日本に長い歲月を過したことは、既に我等が日本國を眞に深く愛してゐる證據であります。著者は遠からず此世を去つて來世に至り、我等の創造主であり、天父であり、運命の主である天主と一緒にになるでありますから別に此世の報賞を望みません。ですから

此遺言は御世辭も惡口も一切抜きにした我等の思想、感情の率直な正直正銘なる打明話であります。我等は日本を愛してゐるから其の惡口なんか言ふ筈がありません。又我等は讀者を尊敬し、眞理を重んずる者であるから偽瞞的御世辭なんか言ふことが出来ません。さりながら我等の布教中に遭遇した種々の困難を隠したくないから、我等の考へる事を腹藏なく打明け、又我等の傳道を容易ならしめるために、爲て頑きたい事を無遠慮に申上げます。尙ほ本書中には不備不完全な點や我等の誤謬もありませうし、讀者が或點に就いて、我等と見解を異なる所もありませうから豫め諸彦の御叱正と御批評とを甘受いたします。只筆者は深い同情を以て本書を著したのでありますから讀者も同じ感情を以て御一讀下さるやう衷心よりお願ひする次第であります。

目 次

第一章 何の爲めに我等は日本に渡來したか	一
第二章 日本及び日本人に對する我等の感情	八
第三章 日本帝國の皇室及び國體に對する個人 並にカトリックとしての我等の感情	二八
第四章 布教中我等の遭遇したる困難	三五
第五章 日本人及當局者に對する我等の希望	三五

宣教師の遺言

第一章 何の爲めに我等は日本に渡來したか

此質問に答へて單に次の通り言ふならば、私は餘りにも平凡、淺薄と思はれるかも知れません。即ち「我等が日本に渡來したのは、日本人にキリストの福音を宣べ傳へ、天地萬物の造主、人類の慈父にて在す天主並に其の御子にして人間と天主間の仲介者たる救世主イエズス、キリストを認め、之を禮拜し、之に奉仕する人々をカトリック教會と稱する兄弟的、靈的團體に入れるためである」と。

我等の確信する所では、此簡單なる答は我等に取つては、我等の信仰する眞理を言ひ表はしたものに外ならないのであります。我等が今まで屢々出遭つた多數の異議者達に對しては不十分であります。今其の異議なるものを丁寧な言葉で表せば大要次の通りであります。

『我等はあなた方宣教師が我等の靈魂を助けんとする御熱心に對して敬意を表します。併しあなた方の宣傳するカトリック教があなた方西洋人の精神と心を満足させて、貴國の宗教的風習及び傳統に入り込んだとしても、我等日本人はあなた方と同じ様に之を信奉する必要を感じないことを御

了解下さらねばなりません。實際我國にも哲學上、宗教上の傳統があつて、我等の祖先も其れで満足し、我等も其れで別段不足を感じません。今でも其れは我等の德行に好い影響を及ぼすことが出来ます。而して我等が宗教に要求することは只それだけであります。のみならず我等はキリスト教の思想中、日本精神と我國風とに適合して之に有益なる影響を及ぼすべきものは、喜んで之を採用するつもりであります。けれども其の全體を其の儘そつくり信奉せよと云はるれば、一般のキリスト教特に其中で最も古く、最も完全なるカトリック教でも、御望み通り澤山の信者を我國に造ることは恐らく難かしいと思ひます。實に御氣の毒乍ら萬止むを得ません。』

若い宣教師なら斯様な異論を聞いて驚くかも知れませんが、老宣教師はもう別に驚きません。老宣教師はカトリック宣教師の使命に就いて多少缺陷のある見解を懷いてゐる所から斯様な異論が生ずることを確信してゐます。確かに公平無私で雅量に富んでゐる宣教師就中多年日本に事物を親しく見聞した者は、日本が東洋の哲學及び宗教より攝取した思想及び傳統の中には眞なるもの、美なるもの、高尚なるものが澤山あつて、過去の日本人に理想を與へたこと及び現在も將來も之を與へ得べきことを勿論認めて居ります。

去りながら、カトリック宣教師の使命を以て歐米人の商業家や工業家が自國の產物を日本國に輸入すると類似したものと思ふのは謬見であります。宣教師の使命の深い理由は其の超自然的特徴に入ります。

在ります。宣教師は或使命を佩びて日本に渡來しましたが、其使命は西洋から東洋に送る使命ではありません。何となればキリスト教特にカトリック教の使命は此地上のものでも人間的使命でもなく、人間の智慧や單なる宗教心によりて或國に案出された一種の宗教を宣傳することでもなく、之は全く天の使命、全能全智なる天主の使命、天より遣はされたる者によりて與へられた使命であります。其の天より遣はされた御方こそ即ち天主の御子、イエズス・キリストに外ならないのであります。キリストは其の使命を證するため動かすべからざる確證を與へられました。キリストは天地開闢の始から天主が人間に啓示せられた天啓即ち天主の選民である舊約時代のイスラエル人及び其他彼方此方の諸國民の間に保存せられてある天啓を完成するために天より此世に遣はされたのであります。

若しも宣教師の使命が單なる西洋の產物を宣傳することに過ぎないか、或は西洋の天才の發明したるものと卓越せる產物として、之が採用を強要するのであつたならば、その宣教師は傲慢、不遜と呼ばれても仕方がないであります。併し實際カトリック宣教師の使命は決して其様なものではなく、全く天主より與へられた超自然使命であるのであります。我等宣教師もカトリック教を信奉する同國人及び祖先と同じく、微賤なる者も顯貴なる者と同じく、平凡なる頭腦の持主も有名なる大學生者大思想家と同じく、皆齊しくキリストの使命の神性を認めてキリスト教を信仰してゐますが、

それは、其の聖教が天主より出でたるものに相違ないと云ふ明らかな證據があるためであります。

西洋の我等の祖先もキリスト教に改宗するまでは、色々の宗教を信仰して居りました。其等の宗教は其起源も相互に異なり、其形式も多少高尚なるものであります。彼等は又古代より傳へられた哲學上の思想をも有して居りました。其思想は例へば有名なる大思想家ソクラテス及び其弟子プラトン及びアリストテレスなどより傳へられたものであります。此等の大思想家は宇宙と人類とを深く研究して最高なる神即ち天主の高尚なる思想及び此神意に基く道德に達したのであります。併しながらプラトンが告白した如く、彼等は如何程大天才であつても、人生と人間の死後の運命に關する問題は人智の探究を超越してゐるから、人生と人間の死後運の命を司る天主のみが其の秘密を啓示し得べきことを曉りました。それでプラトンは人間の智慧では決も發見することの出来ない事を人々に告げ知らせるため天から使者を遣はされたいものであると云ふ希望を表はすに至つたのであります。

人間の智慧の不十分であるとの此證言と上天の啓示を呼び求める此言葉とを聞いて、凡て正直で誠意を有し、且つ謙遜にして人間の不完全なこと及び其の内心の眞の要求を認むる者は之に共鳴を感じざるを得ないではありますまい。多くの識者が無信仰よりキリスト教に來り、不完全なるキリスト教派よりカトリック教に改宗したのはキリストの教は天主の教であること又、キリスト

の眞の教がカトリック教に在ることを、明かに認めたからであります。

或時代に唱へられた異説、淺薄なる哲學上の思想、虛偽の自然科學萬能論は眞正の思想家の目前に雲散霧消してしまいました。今日キリストは之を深く研究すれば、するほど、其の歴史的實在も其の天來の使命を證する超自然的言行の眞實も益々明白に顯れます。キリスト教の眞理を證明するために行はれる奇蹟、即ち全能なる天主の直接なる御仕業は、今日科學者によりて嚴密に調査せられました。例へば佛國の南部に在る大靈地ルードに於いて行はるゝ奇蹟は醫學檢證所の科學的審査の上にて證明されたのであります。而して此現代科學の證明は福音書に書いてある奇蹟の眞實なることを確證するものでなくて何でありますか。

最後に、宣教師の召命の説明を望む者に答へて次の通り言ひませう。此召命は全くキリストの爭ふべからざる感化力に基くものであります。キリストは其の最初の使徒等に向つて『汝等往きて萬民に教へ、父と子と聖靈との御名によりて是に洗禮を施し我が汝等に命ぜし事を悉く守るべく教へよ。然て我は世の終まで日々汝等と偕に居るなり』と申されました。二千年後の今日も、斷えず萬國民に福音を宣傳へるために行く所の宣教師は其心の奥深くに、キリストの此の同じ召命の聲を聽いて之に従ふのであります。斯様にキリストの召命の聲は絶えず聞き從はれ、キリストに従ひ、天父の御名が尊ばれ、御國が來り、御旨の天に行はるゝ如く地にも行はれるやうに（キリストの祈）する

ため一切の物を棄て、如何なる難儀苦勞をも凌ぎ、生命までも捧げるほど彼を愛する者が此世に絶えない所を見れば、キリストは其の御言葉の通り、今も昔に於けるが如く生存したまることは確實であります。

其外に加へて言ふべき事は何もありません。我等宣教師は只天主より受けたるもの人々に與へるために渡來したのであります。ですから『何故我等は日本に渡來したか?』と云ふ間に對する我等の決定的答辯はキリストが其の御死去の前にユデア國の知事ポンシオ、ピラトに答へられた次の言葉と同じであります。即ち『私は眞理に證明を與へんために來たのである』と(ヨハネ福音書十八の三七)。眞理は只西洋のものではなく、矢張東洋のものであります。其は太陽の如く全世界を照らすべきものであります。キリストは『總て眞理に據れる人は我が聲を聽く』と申されましたが實に眞理に照らされてキリストを信する者は幸福であります。試みに日本國の善良なるカトリック信者に尋ねて御覽なさい。彼等は『屹度自分はカトリック教を信じて幸福である』と答へるであります。我等宣教師の唯一の慾望は日本國の我が兄弟等に一人残らず此幸福を享けさせることであります。此幸福は我等を自由ならしめる眞理(ヨハネ福音書八の三二)を曉る幸福であり、人生と人間の死後の運命を明かに知らせる超自然の光を認める幸福であります。

而して我等の任務が他の諸國民に福音を宣べ傳へた諸宣教師の其れの如く首尾よく果され、日本

國にも他の公教國に於けるが如く、教會と教區とが確立し之を指導すべき日本人の司祭、司教、大司教が出來た時(是は着々實現中であります)が、完成までには猶ほ必要な歲月を假さねばなりません)我等は此高尚なる事業に幾分なりとも貢献じたることを悦び、天主に感謝し、安らかに永き眠に就きたる後、愛する此日本の國土に埋葬されるであります。

第二章 日本及び日本人に對する宣教師の感情

日本及び日本人に對する吾人の感情を説明かすため一番良い仕方は此感情の由來と其の存在の理由並に其の發展を述べることであると思ひます。

多くの人が想像する如く、我等は自分自身の選擇によりて日本に渡來したのではありません。我等の屬して居る巴里外國宣教會では幹部の人々が我等が神學校を卒業した時に、會の布教地の甲地或は乙地に我等の任地を指定するのであります。ですから宣教師は印度、緬甸、暹羅、印度支那に遣はされるかも知れません。或は支那の南部及び西南部に在る布教地に派遣されるかも知れません。又は朝鮮、滿洲、日本に任命せられるかも知れないのであります。此任地の決定は布教地に於ける働き手の需要並に布教生活に對する本人の身體上、精神上の能力に依るのであります。神學校在學中我等は哲學神學を學び靈的修養を勵むと同時に、我等の長上の決定によりて、如何なる處に遣はされても任務を果し得るやうに準備します。天主の奉仕と人々の救靈とのために一身を捧げ、殉教或は變死によりて最後を飾るかも知れない犠牲の生活を渴望してゐる青年のためには、一般に其の憧憬は布教地の中でも成るべく多くの艱難辛苦を嘗め、危險に遭遇すべき處、半開土人の多少原始的な生活を分ち取るべき處或は其の文明が歐羅巴文明と甚しく異なる處に派遣されることであります。

す。今より四十七年前、私が神學校に入學した時代には、日本は布教地としては餘り歡迎される方でありませんでした。其は日清戰爭の前であります。而して日本に關する我等の知識は頗る簡單でありましたけれども、我等は日本が決定的に西洋文明の道に入つたこと、我等の國に於けるが如く、鐵道も汽船もあること、少くとも都會には洋食も安樂なる洋館もあることを知つて居りました。この事は空想に耽り易い青年のため、布教傳道の根本的觀念に混入する詩的想像の大部分を我等の夢より取除くものであります。然るに日本に働いてゐた數名の宣教師、特に大阪司教ミドン閣下の來佛は、日本の布教地に對する此心構を變改するため少なからず貢献しました。其の御話により、我等は日本に於いても其他の諸國に於けるが如く、又他の多くの布教國に於けるよりも、一層容易に宣教師の眞の生活を送られることを知り、更に物質文明の進歩によりて贋らされたる種々の便宜は布教事業及び多少遠く離れて散在する教會の牧養を大に助けてくれることを知りました。

されば私の司祭叙品式の午後、我等の尊敬する會長デルペツシユ師が同日一緒に司祭の位に擧げられたる三十名許の同期生の中から私ともう一人の同窓生を東京の布教地に任命せられた時、私は大悅で其任命を受けました。私の宣教師の天職に伴ふ此世の別離を雄々しく覺悟し、私が生命の危険なる何處かの布教地に遣はされるかも知れんと心配してゐた私の兩親と九人の兄弟姉妹も、私が東京に遣はされることを聞いて安心しました。

其時から私の心は全く日本の此布教地に懸かつて居ります。私は死ぬまで此國で生活し、活動するやうに運命づけられました。日本は私の第二の本國となりました。私の任地指定は婚約のやうなものであります。私は之により私の將來の布教地である日本を最愛なる妻として與へられ、死に至るまで解消し得ざる偕老同穴の契を之と結んだのであります。

私は青春の熱情を以て、此日本國に赴き、眞の神であり、神人間の仲保者であり、救世主であるイエスズ・キリストを知らせ、日本人を人間の死後の運命に關する問題を照す天の光に浴せしめ、之より生ずる幸福を日本人に亨けさせんと決心しました。何となれば本書第一章に述べた通り、宣教師が日本に渡來したのは、傲慢なる先生が其の學問或は西洋の發見を如何なる價を拂つても輸入せんとするとは大に趣を異にし、専ら日本人の救靈のため身を獻げ、自分等が謙遜に受けたもの即ち上天の光と祐助とを日本人に傳へ、彼等をして此世に於ては、其任務を立派に果させ、此世の試みを受けたる後、死して天國に昇りて終り無き榮福に興らせるために外ならないからであります。

されば宣教師は其の一生涯を過すべき布教地の人民に外國人と見做されることを望みません。彼等は自分等が日本の兄弟等に對して懷いてゐる深い愛情に報いるに、日本人の方でも幾分か同じ愛情を以てせられんことを欲するのであります。勿論彼等は其の本國に對する愛情を棄てるわけでは

ありません。が彼等は同様に其の靈的本國である布教地を愛するものであります。是は使徒以來、代々の宣教師に共通の感情であります。例へば大使徒聖バウロは其の同國人であるユデア人を深く愛し、彼等の救靈を確保するためには、殆んど自らキリストに乗てられん事をすら望まんとしました。(ロマ書九の三)。けれども其の愛徳はユデア人にもギリシア人にも、自由人にも奴隸にも同じでした。斯くて彼は『ユデア人もなく、ギリシア人もなく、奴隸も自由の身もなく、男も女もありました。斯くて彼は『ユデア人もなく、ギリシア人もなく、奴隸も自由の身もなく、男も女もなし、其は汝等キリスト・イエズスに於て皆一人なればなり』(ガラチア書三の二一八)と書いて居ります。實際カトリック信者の眼には人種の差別などはありません。人種の差別は傲慢な人間の設けたことであります。人種の優越性を唱へ、他人種を劣等視して輕蔑する國がありますが、カトリック信者は愛國心に於て、何人にも一步も譲らないが、其様な極端なる國家主義に反対し、キリスト教と眞理とに反する主義に賛成しません。カトリック教は全人類が同一祖先より出でたることを教へます。人種によりて肉體上皮膚の色などが相異なるは、長い歲月の間に、氣候や環境や生活状態の影響より生じたるもので、總ての人種は根本的に同じ性質で、一旦同一境遇に置かれると、同じ進歩をすることが出来るのであります。天主を宇宙の創造主及び最高主宰者と認め、之を呼んで天父と稱するカトリック信者のためには、一切の人間は此同じ天父の子供で、随つて皆兄弟であります。天父の御子イエズス・キリストは救靈の道を教へ人類と其の天父との間の全般的仲保者とな

るために天より遣はされたのであります。是はカトリックの根本的信仰で宣教師は此確信に鼓吹されて布教に從事しますから、如何なる國から來ようとも自分の傳道する國を深く愛するのであります。

宣教師は一旦自分の任地が判明すると、自分が將來一生涯を送るべき國を知るやうに心懸けます。それで私は私の司祭叙品式の翌日、何事を差し措いても、先づ第一に日本の事件に日本に於ける最初のカトリック傳道の歴史を知り得べき書籍を買求めて読みました。而して私が特別に非常に感動したのは一八六五年（慶應元年）三月十七日長崎の大浦天主堂に起つたこと、即ち第十七世紀のカトリック信者の子孫が二世紀半の間、嚴重なる迫害の中に在りながら其信仰を堅く守つてゐた事實が發見されたことであります。私は日本に出發する前、私の國で説教をする機會に接する度毎に、私の靈的本國となつた日本及び私よりも先きに其處に行つて居る宣教師等と一緒に協力してなすべきカトリック傳道の事業に我が同國人の關心を喚起すやうに努めました。

私の日本への旅行は丁度日清戰爭の最中であつた一八九四年（明治廿七年）の八月末から十月中旬までかゝりました。アジアと極東の諸港の彼方此方で立寄りたる後、日本に到着して憧れの國と國民との面前に立つたのであります。見ると其の亞細亞の他國民に卓出したる優越性は明かに認められ、神の御攝理によりて此日本帝國に與へられた文化的使命は既に其時に露れてゐるやうであります。

私は日本語を學び、使徒的聖職を見習ふため名古屋教會のチユルペン師の許に遣はされました。師はカトリック教の主なる開拓者の一人で、北は庄内より南は尾張に至るまでの各地に福音を宣傳したる後、東京の麻布霞町教會で信者並に未信者の一般的崇敬の裡に宣教師の長い生涯を終られた御方であります。私は名古屋市及び之に隣接する岐阜、豊橋の地方に於て日本のカトリック信者の中に眞に美しい家庭精神を體験いたしました。チユルペン師は信者から本當に慈父として仰がれて居りました。それで私も直ちに兄弟として取扱はれ、カトリックの大家庭に於て、青年等は相競つて私に日本の教育を施して呉れたのであります。

未信者の間には當時猶ほキリスト教に對する色々の先入的偏見が行はれてゐたにも拘はらず、私は一度も彼等から非道い目に遇はせられたことがありません。小僧などが自轉車に乗つて走りながら私を見て「毛唐人」などと悪口を言つても私は別に意に介しませんでした。のみならず私は田舎でも、旅行中でも、何處でも丁寧、親切で歐羅巴の事を聞きたがる舊日本の子孫に遭遇ひました。

警察官は巡査も警部も私に對して何時も本當に懲懃いんぎんであります。私が日本に來た頃は、未だ外國人が内地を旅行するには旅行免狀を携帶けいたいしなければなりませんでした。私の最初の巡迴旅行中、此の大切な免狀を忘れたことがありました。けれども停車場で時々私に免狀を尋ねました。私の最初の巡迴旅行中、此の免狀だけで満足し、私の惡意なき顔附かほつきを見て私を信用して下さいました。其頃汽車の中で、私の隣に座つてゐる人達は珍らしがつて色々の事を私に尋ねました。或日學校の教員らしい數人の同乗者は私に『もう日本語で演説えんぜつをなさいますか』と問ひましたので、「まあ、その眞似まねはいたします!」と答へますと、一同は私の答を聞いて笑ひ出しました。而して少し後に彼等同志で『フランス人の氣質は日本人の氣質に能く似てゐるなあ!』と言つたのを聞きました。

其は今より隨分昔さいの話で、車夫は一圓五十錢で二十里も乗せてくれました。又我等は道傍みちばの茶屋で休んで一緒に烟管きせるで一服喫くみました。私は通り過ぎた色々の場所でも、東京でも、横濱でも断然だくだんえずカトリックの家庭に於て心から歓迎され、未信者の處でも丁寧で親切なる態度を見出しました。私は勿論他の宣教師等と同じく次章に述ぶる如き多少の困難に遭遇して苦しみました。けれども其等の困難のために、私が日本及び日本人に對して斷えず懷いてゐた愛情は毫も減少することも變ることもありませんでした。それで歐洲大戰爭の動員の結果、宣戰後一年目に（私は可なり年を取つてゐたので後れて召集されました）佛國に呼び戻された時日本を離れて去るのは私のためにつ

らくてたまりませんでした。申すまでもなく、私の生國に歸つて多くの兄弟、姉妹、舊友、同鄉人に再會し、美しいフランスの風景に接するのは樂しい事でありましたが、私の第二の本國である日本は限り無く懷かしく思はれました。されば佛國で數ヶ所の病院で働いてから、最後に陸軍省の新聞課で日本の新聞を翻譯ほんやくする係かかりとなつた時には日本の友情を知らせることが出来るので愉快でした。而して平和克服後、除隊になると、一ヶ月も経たない中に、餘生を日本に獻げるため再び來朝したのであります。

本章の終に臨み、數年前から主として未信者から、近頃は信者からも提出される間に答へます。其間と云ふのは「あなたは外國人宣教師が日本人の司祭（或は教師）及び傳道師に席を譲り、日本の教會の牧養及び福音宣傳を専ら日本人に委せる時節が到來したと思ひませんか」と云ふことあります。此間に對し多くのプロテスタント宣教師は自分等の養成したる日本人聖職者及び傳道師に其席を譲り、自分等は本國に歸つてもよいと答へました。併しカトリック宣教師は前に述べたる通り、日本を第二の本國となし、此處で一生涯生活し、働き、死んで日本の土となる覺悟で渡來したのでありますから、其様に容易く日本を棄て去るに忍びないことは何人も御諒察下りょうさつされるであります。勿論他邦人司教司祭に其席を譲ることが安心して出来るやうになれば、然うするのは我等宣教師の希望でもあり、最後の目的でもあります。特に巴里の外國宣教會は三百年間迫害のため中

絶ぜしてゐた福音宣傳の事業を再び開始するため率先來朝したのであります。其の會憲の第一の目的は邦人司祭を養成し、他日之をして邦人教會を司牧せしむることであります。けれども謬に「羅馬は一日に建てられず」とある如く、邦人教會が十分堅固に確立されるには長い歲月を要します。之を建設するのが司教とその宣教師等の懸命に努力する所であります。東京大司教シヤンボン閣下は其の宣教師等の集會の席上で度々申されました「我等宣教師は別働隊或は遊撃隊の様なもので、我等の靈的總指揮官である羅馬教皇の聖意によつて呼ばれる處には何處へでも赴く覺悟である。随つて日本人の司祭の數が十分多くなり、邦人司教及び大司教が出來て、邦人教會を司牧し得るやうになれば之に席を譲るつもりである」と。是は羅馬教皇特に現教皇ビオ第十一世聖下の念願であります。現教皇下は數年來印度、印度支那、支那及び日本に邦人教區の創設を急ぎ給ひ、日本國でも先年第一に長崎の邦人教區が出來今度は東京の邦人大司教區が既に創立せられたのであります。我等宣教師、司教、大司教が多年手鹽にかけて養成したカトリックの家族と別れるのは確かにつらいことであります。我等は彼等を深く愛し、聖バウロと同じ眞實さを以て之に向ひ「我が小子よ、汝等の中にキリストの形造られ給ふ迄は、我汝等の爲に陣痛に遇へり」(ガラチア書四の十九)と言ふことが出来ます。併しながら宣教師等は無私無慾と自己犠牲とが其の聖職の特徴であるべきことを忘れません。故に彼等は羅馬聖廳の指導に従ひ、漸次其の布教地より撤退するであります。其は

信者の救靈のために最大なる利益であると確信する故であります。

是で此章を完結するに當り、吾人はその感情を有りの儘に卒直に言ひ表はしましたが、是は又單り私ばかりの感情でなく日本帝國に於て、天主の靈的支配を廣めるため私よりも一層多く又一層立派に働いた我等の同僚である總べてのカトリック宣教師の感情であります。

第三章 日本の皇室及び國體に對する個人

並にカトリックとしての我等の感情

全く正直に自分の心持を打明けて申しますが、私は長年日本の靈園氣の中に生活した爲めか本章の題目を論するに方り、何となく神聖な場所に接近する時に感するやうな尊い恐懼を覚えます。併し恐れ多いことながら皇室及び國體に對する我等の個人としての及びカトリック者としての感情を單純に腹藏なく言ひ表はさせて頂きたいのであります。私は茲に自分一個の名ばかりでなく、カトリック外國人宣教師全體の名で語るのであります。

先づ一個人として我等の深く感動すること又總べて思慮ある外國人が必ず感心することは、萬國歴史上唯一無二の事實である二千六百年皇統連續たる日本皇室の超越したる尊嚴であります。尙ほ更に我等を感動させることは、日本の國歌『君が代』に能く表されてある如く「千代に八千代に」動かない萬古不變なる嚴のやうな皇室の存在に基く日本の國體が其國民に與へる驚嘆すべき一致と勢力とであります。歐米の如何なる國から來ても、凡て眞面目で、考深い外國人は此日本の國體歐米の大多數の國の不安定なる國體とを比較して、秩序と安定とが其の國體によりて確保される日本國に對して美望の情を禁じ得ないのであります。正確に云へば、日本に來朝する外國人の中

には先入の偏見のために此世界無比の美點長所を認め得ない者があるかも知れませんが、少くとも我等カトリック宣教師は日本を第二の本國となし、此處で一生涯働いて死ぬ決心でありますから、我等の兄弟である日本人の愛國心と皇室に對する尊敬とを分有してゐるのであります。

次にカトリック信者として、我等は天主の御攝理が人類歴史の有爲轉變の中に、全世界に對する其の全般的御計畫を着々と御遂行せられつゝあることを信じて居りますから、我等の嘆美する日本國の獨特なる國體も此同じ御攝理に因るもので將來明かに露はるべき極東及び全世界に於ける日本の特殊の使命を遂行させるためであることを信じて疑はないのであります。我等は國體も政體も日本と相異なる國に生れ其處で最初の教育を受けたけれども之が爲に以上述べた感情を左右せられるやうな事はありません。我等の生國に於ける政體は民主政體もあり、君主政體もありますが之に對して、我等は心の中で色々の程度の同情を自由に懷くことが出來ます。我等が先づ第一に自然法により次に宗教上の信仰によりて守るべき事は、政體の如何に拘らず本國を愛することであります。自分が生れた本國は大きな家庭のやうなものでありますから、之を愛する心は何時も變ることがあります。此大家庭である祖國に對する愛即ち愛國心は、聖トマ博士の教へる所に據れば一種の孝情であります。隨つて家庭の子供が其家庭に對する如く、國家の臣民は祖國に對して孝行を盡すべき義務があります。カトリック信者は共產主義の如く道理と道德と公益とに背反するものでなけれ

ば如何なる政見でも奉ずることが出来ます。けれども、少くとも現に立派に成立してゐる自國の政府には完全に服従しなければなりません。之に就いて聖バウロは次の通りに教へて居ります。「人各々上に立てる諸權に服すべし。蓋し權にして神より出でざるはなく、現在に在る所の權は神より定められたるものなり。故に權に逆らふ人は神の定めに逆らひ、逆らふ人々は已に罪を得」(ロマ書十三のと二)。又其弟子チモテオに主權者のために祈るべきことを教へて「我が第一に勧むるは衆人のため、帝王等及び總て上位に在る人々の爲に懇願し、祈禱し、請願し、且つ感謝せられん事なり」(チモテオ前書二の一と二)と申されました。特に注意すべきことは、聖バウロが之を教へられたのは、丁度キリスト信者迫害者として歴史上有名なる暴君ネロを羅馬皇帝に戴いて居た時であつたことあります。

尙ほ何人もカトリック教の教育が人々の心に主權に對する尊敬の念を涵養することを認めなければなりません。此事は有名なる歴史家であり政治家であつた、プロテスチント教徒ギゾーの次の言に徴しても明白であります。曰く「カトリック教會は尊敬を教へる偉大なる學校である」と。一般の原則として聖トマ博士は其著『神學大全』に最良の政體は君主政體である、何となれば一人の君主の統治は國家の統一と平和とを確保し、幾多の政黨が政權に參與し或は之を相争ふ時に免れざる對立と分裂とを豫防する最善の方法である」と書いてをります。斯う云ふ譯で純然たる民主政體を

採用するやうになつた國に於ても、數多のカトリック信者は過去に於て多少此新政體に賛成することを嫌ひ、佛國に於けるが如く長い間、王政の復古を希望して居たのであります。カトリック信者が其の新民主政體に反抗したのは、單に其は國家の統一と安定を危ぐすると思はれた爲であつたばかりでなく、尙ほ其外に其の新政權を掌握した政黨が宗教に反対し、之を迫害する政策を執行した爲であります。其の衝突の結果、多くのカトリック信者は政策と宗教と混同して、此混同がカトリック教に害を及ぼしました。さればレオ第十三世の如き聰明なる教皇は痛切なる注意を發して、カトリック信者を訓誡し、政體に合流して之を改善するやうに力を竭すことを勧められたのであります。嘗て生半可なる學者達がカトリック教の信仰と愛國心とは兩立しないと思つて猛烈にカトリック教を攻撃したことがありました。彼等はカトリックの教理を能く知らないばかりでなくカトリック教會の反対者が偽造した歴史や先入の偏見に眼を暗まされて次のやうな小供らしい異説を唱へたのであります。例へば「日本人は天皇陛下に服従しなければならぬ。然るに若しもカトリック教が國に戰争を宣する場合に、カトリック教を信する日本人が其の信仰上より見て、其の戰争は正義に合はないから、之に參加すれば罪になると認めるならば何うするか」と云ふやうな異論であります。しかし今日では人間の批判力が進歩しましたから、斯様な異論に對しては只の常識上より答へて

も讀者は次の答辯の正當であることを十分御認め下さるであらうと思ひます。先づ天皇陛下の聖旨とカトリック道德の命令との間に衝突が起るやうな恐は絶対に有り得ないのであります。カトリック教會が希望することは、信教の自由のみであります。而して此信教の自由は日本歴史上最大なる天皇である明治大帝が其臣民に與へ給うた帝國憲法に保障されてゐるではありますか。道德は只一つで、二つはありません。而して優秀なる法律學者は天主の十誡は一切の法律と社會の安寧秩序との基礎であると明言したではありませんか。

以上述べたる通り、至上權に關するカトリックの思想は日本の國體と完全に一致して居るばかりでなく、カトリック教會は共產主義、無政府主義の如く國家の統一と安定を威嚇する危險思想を防禦するための最も強力なる城壁であることは世間周知の事實であります。

次に戰爭の場合に、カトリック信者が其戰爭の正義であるを疑つた時に生ずべき衝突に關する異論は事實が壓倒的に反駁して居ります。例へば一九一四年より一九一八年に至る歐洲大戰爭中に於ても、現下の日支事變中に於ても、只一人のカトリック軍人でも其戰爭の正義に合するや否やを疑つて歸趣に迷つた者がありますか。其様な問題を決定するのは臣民たる者の責務ではありません。臣民たる者は政府當路者の決定に一任して之に全く服従しなければなりません。さればカトリック

信者は、上はフォッシュ元帥の如く、卓絶せる軍事上の技能を有したる如く、模範的なカトリックの信仰を抱いてゐた上位の將官より、下は戰鬪員として召集せられたる司祭、修道者に至るまで、戰爭中英雄的の行爲をなし、拔群の勳功を立てゝ、戰友並びに一般人民の驚嘆の標的となつたのであります。

我等カトリック宣教師の希望は日本の忠良なる臣民の希望と同じく、日本の皇室を中心とする國體が何時までも完全に存續することであります。ルーソーやマルクスや其他の空想家の實現し難き理想郷は、日本が國民の眞の理想を實現してゐる事實に比ぶる時、一顧の價値もありません。今や世界の諸國民は多少不安定を感じてゐる間に在りて、獨り日本のみ國家の眞の理想を實現して元首と其の國民とは唯一一家族を形成し、古の賢人の言へる如く、天皇、皇后兩陛下は全國民の父母と仰がれ給ふのであります。一家の主權は子供等に在つて、子供等は其權利を父母に委託するのであるとの危険思想家の所謂常識にも反する譬語であります。此様な思想を國家の主權にも適用するから、無政府狀態或は無政府の脅威に陥り、歐羅巴の諸國民は其中に跪いてゐるのであります。其の覆轍を履まない日本に光榮あれよかし。先入の僻見のために日本に比類なき國體の美點長所を認め得ざる者は、ファシズム(ファッショ主義)とか帝國主義とか云ふやうな語を以て非難するかも知れませんが、其等の語は之を日本に適用するのは無意味であります。日本は其の萬古不變なる

國體を以て、國家の統一と秩序と安定とを確保し、皇室は國民にあらゆる進歩とあらゆる社會的安樂とを與へて、其の期待に背かないことを示すであります。是が我等の確信であり、又我等の動かない堅い希望であります。

第四章 布教中我等の遭遇したる困難

本章に於いても、前三章に於けるが如く眞率に腹藏なく述べさせて頂きます。それで偶々不愉快な事を申上げるやうなことがあつても御勘辨を願ひます。私がそんな事を申上げるのは、讀者諸君が私の苦情や批評を友人の忠言として御聽き下さるばかりでなく、成程多少眞面目な根據があるやうだと思はれ、將來之を改めるため進んで聽きたいとさへも思はれる御方があるだらうと確信する故であります。

先づ私の経験に據れば、今日まで日本で布教中遭遇した主なる困難の一は、一般外人、特に外國人宣教師とに對する不信猜疑の感情であります。

一般外國人に對する不信に就ては只一言だけ申上げます。心理學者の説によれば、此不信、猜疑の念は概して島國の住民に強いと申します。島國の住民は外國人と長く續く交際をしないため、或は海賊や侵入者に悩まされた爲めに、外國人を信用せず、之に疑ひを懸けるやうになると言ひます。又或人に據れば、此猜疑心は日本人の特別に神經質で感じ易い氣質に原因するとも申します。此氣質の人は能く他人が悪い計畫を懷いてゐると疑ひ、外國人は敵意をもつてゐると思ひ、兎角事實を針小棒大に誇張し或は之を惡意に解釋する傾きがあると言ひます。吾人は此處にその見解の當

否を論せず、暫らく一説として單に之を述べるだけに止めます。

次に特にカトリック宣教師に對する不信用と猜疑の念に就いては、之を釋明すため過去の歴史に溯り、昔時福音の宣傳が行はれた時の事情を斟酌する必要があります。

日本國に初めて基督教を宣傳した聖フランシスコ・ザベリヨを始め、其後日本に渡來したるカトリック宣教師達の目的は、只々日本人を愛して其靈魂を救ひ、自分等が享けてゐる靈的の寶を日本人にも分け與へたいといふ希望に外ならなかつた事は極めて明確であつて、吾人は神と人々との前に堅く之を保證するものであります。時として或宣教師は附帶的に、其場合日本國で商賣を營むため渡來した同國人の利益を計つたことがありましたが、必ず之と同時に自分の第二の本國となつた日本の利益を計ることを忘れず、且つ好意で無償でしたのでありますから、決して商賣を營むためにやつたのではありませんでした。商賣を營むことはカトリック教會の聖會法によつて、宣教師に嚴禁されて居ります。のみならず其様な商賣の世話をすることは、諸大名や關白豊臣秀吉自身にも頼まれた事がありました。又例へばフランシスコ會の宣教師であつたペトロ・バブチスターと其仲間の人等の如きカトリック宣教師等は一五九三年（文祿二年）マニラ總督より關白秀吉に遣はしたる使節の任務を託せられましたが、宣教師等は日本傳道の便宜を得る方便として此使命を受諾したのであります。秀吉は最初彼等宣教師等を非常に厚遇したのですが、彼がそれより四年後の

一五九七年（慶長二年）二月五日にペトロ・バブチスターと其の仲間の人等を長崎で磔刑に處した程、彼等に對する態度を一變したのは、決して日本政府に對して宣教師等が叛逆を企てた爲でもなければ、不忠實であつた爲でもなく、全く次に述ぶる原因によるのであります。而して之に就いては彼等も其他の宣教師等も毫も責任が無かつたのであります。フランシスコ會の宣教師等に非難し得ること最大のことは、彼等が布教に際して餘り熱心に過ぎ、謹慎と用心を缺いたことであります。日本國の最初の福音宣傳者なる耶蘇會員等は彼等よりも一層用心深くありました。

日本の政府當局者が基督教に對する態度を一變したる原因の一は確かに有力なる佛教僧侶と神道の神官が、基督教に對して惡意を有する讒言を政府にした事であります。最初佛僧はかなり寛大な心を以てカトリック宣教師を歡迎し、カトリック教が佛教に類似する所から、之を佛教の一派とさへ見做して居りました。是はカトリックの最初の聖堂及び宣教師館が佛教寺院の如く南懶寺と呼ばれたのを見ても判ります。然るに漸々教義上の相異も明白になると同時に、カトリック教に改宗する者の數も益々多くなり、幾多の有力なる大名がカトリック教を優遇するのを見て、佛教僧侶と神道神官とは自分等の宗教的勢力が非常に危くなることを感じました。そこで彼等は基督教は日本國の從來の根本的傳統に背反すると言つて其の布教を妨害せんと決心したのであります。

のみならず、當時は足利時代の末期なる所謂戰國時代で、群雄割據して霸を爭つた時であります

から武力を以て獲得したる政權は不安定であつたので、政府部内に或大名等の信奉する基督教は危険であると云ふ説が専ら行はれました。即ち若しも切支丹大名中の或有力なる者が其仲間の大名等の支持を得て、不安定と認める政府に對して率先叛旗を翻すならば何うなるであらうか、特に西班牙植民地の總督が日本國を征服せんとする野心を起し、切支丹大名等が之に應援したら何うなるであらうか、と考へたのであります。織田信長の如き聰明にして勇氣ある者は斯種の杞憂を常に一笑に附したのであります。他の政治家は斯かる説に聽き從ひ、之を以て内治外交の政策の基礎と致しました。斯かる杞憂の結果、外國より渡來せる宣教師にして、切支丹大名或はカトリック教を優遇せる大名の愛顧を受けてゐた者が其身に於いても、其宣傳する宗教に於いても、猜疑の眼を以て見られ排斥せられるやうになつたのは當然であります。

もう一つの事は西班牙の商船サン・フェリペ號の船長が、日本人を威嚇する目的を以て發した虛偽の大言壯語より生じたる惡結果であります。同商船は金百萬枚に見積られたる貨物を積載して、マニラからメキシコに向ふ途中、土佐沖で坐礁しました。然るに、土佐の大名長曾我部元親は其の船貨を差押へたので、船長は彼を威嚇するため西班牙國王が強大なる勢力を有することを利用し、地圖を開いて當時の西班牙國の屬領を誇示しました。而して如何して西班牙國王が其等の屬領を獲得しましたかと問はれた時、彼は之に答へて『先づ我國の宣教師が此等の國に上陸して福音を宣傳

し、土人を信者にする、さうすると、其國を征服することは容易く出来る』と言ひました。此不謹慎なる虚偽の言は、カトリック宣教師を其の本國より派遣する略國奪地の密偵、侵略軍の前衛とするもので、甚しく事實に反する妄言であります。豊臣秀吉の如き現世的大望家が宣教師の超自然的理想を解せず宣教師を以て其本國政府より派遣したる一種の間諜と見做したのは怪むに及びません。彼がサン・フェリペ號の船貨を押收するために用ひた次の言葉そのものが十分之を證明します。曰く『イスパニア人は元來征服的野心を有つて居り、宣教師等は之が間諜となり、日本國民を切支丹にし、やがて征服の時に之と氣味を通ぜんとするものである、云々』と。

尚ほ其外に、當時葡萄牙と西班牙との間に存在した貿易上の競争も、宣教師不信用の一原因であります。即ち日本に渡來した此兩國の商人共は相互に競争相手の得意を奪はんとして讒言し合ひ、此兩國の一方に屬せる宣教師も其の傍杖を食つたのであります。特に其後プロテスタン教徒である英國人及び和蘭人が渡來して、プロテス頓教徒がカトリック教徒に對して懷いてゐた教派的憎惡の念よりカトリック宣教師を讒言した爲め宣教師に對する不信用と猜疑は益々深くなつたのであります。

以上述べたる色々の原因のため、カトリック宣教師とその布教傳道とが國家のため甚だ危険であると云ふ確信は日本の政治家の心に彌々深く入り込んで牢乎として抜け難くなりました。豊臣秀吉

は、晩年に至り、朝鮮征伐も思はしくなく、加ふるに病氣のため神經過敏に怒り易くなり、此の想像に過ぎない杞憂を信長のやうに一笑に附することが出来なかつたのであります。又徳川家康に至りては、一方に於いて其競争者の中に豊臣秀頼の忠實なる擁護者である小西行長の如き熱心なる切支丹大名があつた爲め、又他の一方に於いて、外國勢力の危険を豫防するため、對外的には鎖國の政策を執り、又諸大名の叛亂計畫を根本的に封ずるため對内的には强硬なる一種のファ・ツ・シ・ヨ主義を實行し、諸大名と其武士等を自己の政府に拘束する厳しい規則に服従させたのであります。其時からキリスト教は排斥せられ其信奉は嚴禁せられ、徳川幕府は出来るならば、キリスト教の最も微小なる痕跡までも絶滅するため、踏繪、切支丹の懸賞摘發、私宅搜查の如き過激なる手段までも勵行しました。幕府によりて切支丹は「邪宗門」と呼ばれ、蛇蝎の如く惡み嫌はれ、峻厳苛酷に迫害されたので、一般人民も必然的に其感化を受けて、キリスト教に對して政府當局と同じく猜疑と敵意とを懷くやうになつたのであります。

斯様に三百年の長き歲月に亘りて養はれたるキリスト教を排斥し、迫害する先入の偏見は一朝一夕に消滅するものではありません。されば明治維新の際、賢明なる政府當路者は日本が到底諸外國より孤立してゐることが出来ないことを悟り、國家の進歩發展のために必要な開國と海外諸國との修交を國是と定めたる後にも、最初の中にはキリスト教は開國の新制度より何等の利益をも受けず

切支丹の禁制は其儘繼續せられ、九州に於いて發見せられたる舊信者の子孫は迫害せられ流刑に處せられたのであります。明治六年に至り漸くキリスト教と其布教とを默許するやうになりました。其後に至り、一時日本國民は盛んにキリスト教を歡迎し、時事新報や、報知新聞の如き輿論の有力なる機關がキリスト教を國教にすべしと主張するほどでありました。併しながら此キリスト教の好況は唯一時的で永く續かず、其後キリスト教は日本の國體と國民精神とに反する危險な宗教であると云ふやうな先入的偏見が再び表面に現はれ、日本人はキリスト教を以て日本國のためには全然無用である外國の宗教と見做すやうになり、迫害は終息したが、一般的態度は冷淡、無頓着であるばかりでなく、或社會に於いては依然として多少公然と明白に敵意を有してゐる者も見受けられるのであります。我等宣教師の布教工作は屢々此冷淡、無頓着と隱密なる敵意とに遭遇して痛く悩ますのであります。勿論我等は正直で、獨立不羈で、上天の光を歡迎する人にも出遇ひました。其等の人は漸々教會を形成し、其教會が存續し、發展するのを見て大に慰められます。併し日本に於けるカトリック布教の進歩の餘りにも緩慢であるのは、カトリック教諸國の奇異に感する所でありますが、其原因是キリスト教に對する先入の偏見が今でも未だ一般人民の心の中に深く殘存してゐるためであることは争ふべからざる事實であります。

今度は我等の布教中に遭遇したる其他の色々の困難に就いて述べねばなりません。此等の困難に

就いては詳しく述べることが出来ないばかりでなく、さうするを望みません。それで單に其事柄だけを擧げ、少くとも簡単なる所見を附加へることに致します。

この事は甚だ遺憾千萬な事であります。否認することの出来ない事實ですから一言します。日本では個人權も信教の自由も認められ法律の明文も記されて居りながら、他の諸文明國に比して、人心の正當なる希望と近代文明の進歩とが要求する點に實際上未だ到達してゐないやうであります。斯く申しましても吾人は決して日本國體の傳統である家族主義即ち家庭を社會の基礎とする制度を攻撃するものではなく、却つて此結構な制度を深く尊重するものであります。吾人は率先してカトリック教の確信に囚り、極端たる個人主義即ち個人的利己主義及び家庭を破壊し、或は家庭の強力なる關係を解消せんとする教義を排斥するものであります。さりながら個人は家庭と國家との公益のために働き己を犠牲にする義務があると同時に、家庭も國家も個人の品位と信教の自由を大に尊敬する義務があります。勿論個人の自由は其の行使上、家庭及び國家の公益の必要により、善良なる秩序によりて制限せらるべきものであります。善と眞とに對する個人の良心を強制して、本人が其の良心で納得しない宗教上の信仰及び行為を之に強要するのは至聖所の侵害に等しき侵害であります。宗教上の確信と實行は強制によりて律せらるべきものではなく、自由に開かれたる門より静かに入り何人も強制せざれども深く徹底する光の作用に委せらるべきものであります。然

るに吾人は此理想に背反せる事實に直面したことがあります。日本の如き文明國に於て斯様な事實を見るは眞に殘念であります。

又日本人中にはキリスト教及びカトリック教を歐米より輸入せる危険思想と混同する者がありますが、斯様な謬見は別に辯駁するに及びません。少しく世界の事情に通じ、井中の蛙の如き狹い見識に局限されない者はカトリック教會が世界萬國に於いて、共產主義その他の國家のために危險なる思想を如何に有力に排撃しつゝあるかを十分能く御存知であります。

最後に、我等は日本の諸學校で使用する外國歴史の教科書中にプロテスタント歴史家の教派的偏見より出るカトリック教會の惡口が其儘採り入れられてあるのを見て随分憤りました。プロテス・タント歴史家でもウルデルやバストルの如き大歴史家の公平なる歴史はカトリック教會と羅馬教皇との靈的活動の功績を認めて居りますが、不幸にして日本語に翻譯されたる生學者の教派的偏見より出でたる讒言はカトリック教會に對する先人の偏見を養ひ、今でも其布教の妨害となつて居ります。偉大なる羅馬教皇レオ第十三世はヴァチカンの古文書庫を全世界の學者に公開して申されました『どうぞ其處で御自由に研究して下さい。カトリック教會の要求することは只眞理の光が知られる事ばかりであります』と。

吾人は日本の我が兄弟等に此眞理の光を御勧めするのであります。願はくば其光が過去の遺物と

して今も猶ほ残存する先人の僻見を散らしてカトリック教會の眞相を現はさんことを。願はくは日本國の我が同胞兄弟等がカトリック教會は彼等の最良なる友であり、個人と家庭と國家との幸福を増進すべき個人的道徳と社會的道徳との確乎たる支持者であることを一日も速に御認めになるやうに致したいものであります。

第五章 日本人及び當局者に對する我等の希望

先づ我等は何等の褒賞も何等の特別なる恩惠も望みません。我等は此世の褒賞を願ひ求めません。我等はみな崇高なる使命に及ばぬ者であることを自覺して居りますが、それでも其微力を盡した事、其犠牲其艱難及び其善意は此世の働きと試煉によりて準備せられる來世の榮福なる生活に於いて其褒賞を受くべきことを希望して居ります。彼等は聖パウロと同じく『殘る所は、正義の冠我が爲に備はれるのみ、正しき審判者にて在す主は、彼日に於て之を我に賜ふべきなり』(チモテオ後書四の八)と言ふのであります。どうぞ此希望を利己主義と非難しないで下さい。我等の希望する榮福は來世に屬し、靈的のものであります。隨つて利己主義者の希望する金錢や名譽などとは異つてゐます。のみならず天國の榮福は我等の創造主であり最高の主である天主の御計畫による人生の終極目的であり、又完全なる幸福に對する人心の憧憬に對應するものでありますから、之を非難したり輕蔑したりするのは判断の錯誤であります。

もう一度申上げますが、我等は現世の褒賞や恩恵を欲求しません。併し私のため又他の宣教師等のため、特に今後漸次私共に代りて日本のカトリック教會を指導すべき日本人の司教及び司祭達のため希望することを腹藏なく述べさせて下さい。

其希望は約言すれば自由の欲求と言ふことが出来ます。我等はカトリック教會の牧者及び信者のため、今後此教會に入らんとする者のため、單に帝國憲法に保障されてゐる宣教の自由とカトリック教信奉の自由ばかりでなく、それよりも尙ほ一層深い自由即ち單に法律上の文字ばかりでなく精神上の好意と同情を伴ふ自由を希望します。我等の欲求する自由はカトリック教を信奉せんとする者に對して、何等の妨害を加へず、光に至る道を塞がず、眞理を歡迎せんとする者に障碍を設けず、公教を實行する者を邪魔せず、又、種々の手段によつて布教を妨げず、宗教行為の執行を困難ならしめないものであります。

カトリック教は所謂類似宗教や不信の眼を以て視られても仕方の無い或宗派と同一視すべきものではありません。公教は其名の如く公明正大なる世界的宗教で國家の安寧秩序を保障し、個人的、社會的道德の有力なる支持者でありますから、各個人も官憲も之を厚遇すべきものであります。又公教が欲求する自由は家庭と國家の幸福を害するどころではなく却つて之を増進するものであります。北米合衆國は此點に於いて好い模範であります。米國ほど宗教の自由な國はありません。而して國家は之が爲に何等の損害を蒙らないばかりでなくカトリック教徒の徳行によりて安寧秩序が支持、保障されてゐます。

又若しカトリック信者の中に嫌疑を被るべき行をなし、或は安寧秩序を紊乱する者があるならば

其は本人の屬するカトリック教の爲ではなく全くカトリック教の撻と精神とに背反するためであるに相違ないから日本の國法は之を取締るのが當然であります。尙又カトリック教會は其の正しい規律と内部的立法とによりて牧者と信者との靈的利益を圖るが故に、國家は安寧秩序を維持する大なる援助を受けるのであります。

他の方に於て、カトリック教會は禮拜式の執行、其の牧者の生活の維持又其の經營する教育事業及び慈善事業のために不動産其他の資產を所有して之を管理しなければなりません。是等の資產は日本の如き布教國即ち他の援助を要する國に於ては、主として國際的事業なる信仰弘布會の補助金併に信者の献金より成立つものであります。信者の献金は少しも強制的でなく、其資力に應じ隨意に其所屬教會に寄附するものであります。是等資產は専ら靈的事業に使用しなければなりません。聖會法中に規定せられる教會の法律は、教會の資產が純然たる宗教上の目的以外に決して使用せられないやうに、最も賢明なる保障を與へて居ります。宗教以外の目的に使用すべき條件を以て献納せられる金品は一切之を受納することが許されません。教會の資產に關する細密なる規定は、各國特に日本の國法を尊敬する點に於て全く完全であります。だから賢明なる日本政府は將來の立法に於て、カトリック教會に、其財產管理に對する自治と相當なる信用をお與へ下さつても差支がありません。勿論財產の獲得及び移轉の如き色々の手續に關しては、教會の當局に任命せられ且つ政府に

認可せられたる機關が、政府の適當と認めて定めたる法律上の手續を精確に履行するのは其の義務であります。我等の希望することは只教會財産の管理は教會の法規そのものに十分保障されてゐるから政府は餘り細かな複雑な手續で教會を苦しめられないことであります。

カトリック教會は全世界に弘まつてゐますから世界各國の政府と同じく日本政府もカトリック教會の第一の牧者、其の最高なる靈的頭首がカトリック教の中心である羅馬教皇であることを毫も恐れることなく及ぼません。日本の政府當局は其外交官の報告によりて羅馬教皇の行使する權力の性質をよく御存知であります。羅馬教皇は幾分か地上に於る俗權をも有して居りますが、それは政治上の干涉を受けないで其性質上、全く靈的である教權を自由に行使し得るために認められてゐるものであります。又教皇の此俗權は其靈的教權行使のため必要であり且つ十分であるだけの最小限度に縮小されたる領土内にしか行使されないのであります。伊太利政府と羅馬教皇廳との間に締結されたるラトラン條約には教皇領に關する宗教上と法律上との兩方面が丁度次の通り記されてゐます。

『伊太利國は羅馬教皇の傳統と全世界に於ける其使命の必要とに従ひ、其性質に固有なる屬性として世界萬國に於ける靈的至上權を認む。又伊太利國はヴァチカン市に對する羅馬教皇の完全なる所有權、絕對、獨占の權利、至上統治權を認む』と。ヴァチカン市の領土の極めて狹小なる事はキリストの代理者である羅馬教皇が地上の野心を有する嫌疑を全く除き去るものであります。されば

羅馬教皇ビオ第十一世は本條約締結の後に宣言して『余は我地上の物質的領土が殆んど靈化されると見做されるほど狹小なる範圍に縮小されたのを見て喜ぶ』是は余の神的指力を支へるに最も適合せるものであると申されたのであります。

どうぞ此等の言葉を能く考へて下さい。其は羅馬教皇の唯一の大望は、其靈的教權の自由なる行使であつて、其は兵力にも他國の政策にも依らず、聖福音の感化の如く、人類の中に光り輝きて其の恩恵を施す所の光の性質に與り、個人にも國家にも暴力を加へることがないのであります。教皇が個人と國家に求むる事は何時も只自由のみであります。

尙ほ羅馬教皇はカトリック教會が確立せられてゐる諸國に於いて、政府と良好なる關係を保つたため、カトリック教會の生命の有様を律するため、是等諸國の政府に教皇大使或は教皇使節を派遣、駐在させることを希望します。數年前、日本とヴァチカンとの間に外交使節を交換する議案が帝國議會に提出された時、佛教徒は猛烈なる反対運動をして其議案の成立を妨げましたが、是は輿論が未だ教皇權の性質、教皇權の追求せる純然たる靈的目的を十分明かに了解しなかつたことを示すものであります。

勿論此靈的目的を知つても、狹量なる或教派の人は三百年前の如く自分等の宗教的勢力の喪失或は減少を恐れて之に反対するかも知れませんが、此第二十世紀の時代には、もうそんなければ

い、陋劣な不容認主義を棄てゝ全國的或は國際的競技の「フェア・プレー」(公明正大なる勝負)の如く正々堂々なる競争をするだけの雅量がなければならないと思ひます。思想界に於ても、日本人が科學界に於て眞實、有益と認むる事に對して示す所の好意と歡迎とをカトリック教にも及ぼされんことを希望いたします。偏狭なる見方によりて何でも外國から來るものと無差別に排斥するのは宜しくないと思ひます。外國のものでも科學上の眞理は申すまでもなく物質界の進歩でも之を採用しなければなりません。深くやカトリック教の如く國際的、普遍的特徴を佩びてゐるものは全人類の是非共稱讀すべきものであります。

次に吾人は時々カトリック信者に向つて掛けられる馬鹿げた質問、即ち「あなたは天主と天皇陛下とどちらを尊いと思ひますか」といふやうな奇問を發せられないやうに願ひます。斯様な質問は未だ曾てカトリック教會内に發せられたことも、論ぜられたこともありません。斯様な不條理な質問を掛ける必要は全然有り得ない故であります。吾人は日本人である總べての善いカトリック教徒の心の中にあることを言ひ表はして次の通り答へることが出来ます。『日本人である總べての善良なるカトリック教徒の中には、天皇陛下及び皇室に對する尊敬と、天地萬物の創造主に對する尊敬との間には何等の衝突もあり得ない。此兩者は二條の並行線が各自其の固有の方向に進み、無限に至るも決して相衝突する恐れはないのと同様である』と。吾人は尙ほ之に附け加へて『カトリック

教を確信する者の天皇陛下に對する尊敬と愛國心とは他の如何なる人のそれよりも一層深く、一層誠實で一層堅固である』と斷言するを憚りません。吾人はカトリック信者の心を能く知つて居るばかりでなく、是はカトリック教より生ずる當然の結果でありますから、何人も之を否認することが出來ないに相違ありません。

もう一つ是非無くしたいと思ふ先入の偏見はカトリック教は文明の特殊なる形式と結び附いてゐるから、日本の文明は之を容認することが出來ないと云ふ説であります。是もカトリック教會の靈的使命に對する認識不足より生ずる謬見であります。カトリック教は其使命の遂行中に遭遇したるあらゆる文明に順應しました。其任務は其等の文明にカトリック教の靈的、道德的要素を入れて之を尙ほ一層靈化して高尚にすることでありました。聖パウロが善惡混交せる環境に生活せるフリツビの信者に勤めた次の言葉をカトリック教會に適用することが出來ます。『兄弟等よ、總て眞なる事、總て尊ぶべき事、總て正しき事、總て潔き事、總て愛らしき事、總て好評ある事、如何なる德も、規律の如何なる譽も、汝等之を慮れ(重んぜよ)』(フイリツビ書四の八)。カトリック教は其世界的宗教たる性質によりて如何なる形式の文明にも順應し、其中に含まれてゐる眞善、美を包容し得るのであります。

勿論これがために、カトリック教會が其の神聖なる創立者の御計畫に従ひ、一切の異分子を混入

せず、純粹に保存すべき教義及び教訓を棄てゝはならぬことは申すまでもなく明かであります。變り易い一時的流行の世論に順應する口實の下に、其教義までも犠牲にする宗教は不定形で不安定であり、宗教上、道德上の建物に移動し易き砂の基礎しか提供することが出来ません。是は近頃流行の類似宗教の實例を見て知ることが出来ます。

カトリック教會が其教義、其教訓其使命に忠實なる事は之を尊敬して下さるやうに願ひます。カトリック教會が此忠實を裏切れば、そは其創立者の御計畫に背き、眞理に反することになります。實際カトリック教會はユデア國に於ける羅馬人なる總督ポンシヨ・ピラトの前にて『我は之が爲に生れ、之が爲に世に來れり、即ち眞理に證明を與へん爲なり、總て眞理に據れる人は我聲を聽く』（ヨハネ聖福音書十八の三七）と申された御方（イエズス・キリスト）の使命を全世界に宣傳へ、之を繼續するものであります。

又之と同様に我等の信教の自由を尊敬して下さるやうにお願ひします。賢明なる、正直なる、誠實なる人が、歴史上、哲學上、自分の心の中に於て不確實と認める宗教的教訓を、強制的に他人に信仰させることは出來ません。斯様なる教訓は詩の傳統的寶として、象徵の靈的價値を有するものとして之を保存することは無論可能であります。但、宗教上の確信として他人に之を強要してはならないのであります。其は動き易き砂の如く堅固なる建物の基礎として利用することは不可能であります。

ます。

吾人はカトリック教の教義及び實行が特に政府部内に於て益々重んぜられて來たことを喜び、文部省の宗教局及び現在、將來に於て、カトリック教會の現世的生活に關する事務を擔當する總ての官吏方が續いて親切と好意を以て寛大に之を取扱ひ、其使命遂行に必要な自由を御與へ下さることを切望いたします。日本國はカトリックになるに従ひ、自國特有の美點長所と傳統的文明を毫も失はざるのみならず、世界的宗教に參加することによりて人類の歴史上に於て一層大なる重みを加へ、一層優勝的地位を占めるやうになるに相違ないのであります。

昭和十三年九月二十五日印刷
昭和十三年十月一日發行

定 價 十 五 錢

著 者

ル モ ア ヌ

東京市本郷區上富士前町二番地

發行者

荒 井 勝 三 郎

不 許
複 製

發行所

東京市麹町區六番町十番地ノ一

力トリツク中央書院
振替東京五〇七八九番

終

